

令和4年第8回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 8月25日

閉 会 8月25日

# 令和4年第8回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	令和4年8月18日					
招集年月日	令和4年8月25日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時	(開会) 令和4年8月25日 午後1時30分					
及び宣言	(閉会) 令和4年8月25日 午後1時39分			議長 鈴木敏秋		
委員応召 及び 出席者氏名  出席委員 9名 欠席委員 0名  ○ 出席 × 欠席  遅早 遅刻早退	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	久末善輝	○			
	2	菊池和雄	○			
	3	森光行	○			
	4	山口公仁	○			
	5	京谷作右衛門	○			
	6	森宏樹	○			
	7	丸山由美子	○			
	8	山下敏雄	○			
	9	鈴木敏秋	○			
議事録署名委員	一番 久末善輝			八番 山下敏雄		
農地最適化 推進委員						
農業委員会 事務局職員 の氏名	局長 佐藤淳也			主査 石山雄大		

議事日程

日 程	件 名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
第 5	議案第 2 号 農用地利用集積計画案の作成について
第 6	議案第 3 号 現況証明願いについて

# 議 事 の 顛 末

## 《 開 会 宣 言 》

議 長

今日は皆さんご苦勞様です。

ただいまから、令和4年第8回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。

(午後1時30分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

### ◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長から指名します。

議事録署名委員には、1番 久末委員、8番 山下委員の2名を指名いたします。

### ◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

### ◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 長

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第1号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

番号1、場所は字桂岡〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第5 議案第2号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第5、議案第2号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。  
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第2号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

番号1、場所は字桂岡〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は  
8,393㎡です。

譲渡人は字桂岡の〇〇〇〇さん、譲受人は字桂岡の〇〇〇さんで、売買による所有権  
の移転となっております。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。  
以上です。

議 長

これより質疑を行います。  
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第6 議案第3号 現況証明願いにつて

議 長

日程第6、議案第3号 現況証明願いについてを議題といたします。  
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第3号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、調査確認委員より説明をお願いします。

#### 6 番委員

それでは私より8月15日に、菊池委員、山口委員、そして私を含めた3名と事務局職員2名の同行により、番号1から番号5について現地調査を行いましたので報告します。

番号1、場所は字湯ノ岱〇〇〇番〇 外5筆、土地の名義人は亡 〇〇〇〇 相続財産、申請者は東京都の〇〇〇〇〇〇〇で、年月日不詳であるが、不耕作となつて数十年が経過したことで、現在は原野化しており、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況であると判断されますので、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号2、場所は字小森〇〇〇番〇 外2筆、申請者は札幌市の〇〇〇〇さんで、字小森〇〇〇番〇及び〇〇〇番については、年月日不詳であるが、不耕作となつて数十年が経過したことで、現在は原野化している。

また、字小森〇〇〇番〇についても、年月日不詳であるが、不耕作となつて数十年が経過し、現在は宅地として利用しており、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況であると判断されますので、農地及び採草放牧地以外と認められます。□

番号3、場所は字内郷〇〇〇番、土地の名義人は〇〇〇〇さん、申請者は字大留の〇〇〇〇〇〇で、年月日不詳であるが、不耕作となつて数十年以上が経過したことで、現在は原野化しており、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況であると判断されますので、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号4、場所は字向浜〇〇番 外1筆、申請者は字向浜の〇〇〇〇さんで、不耕作となつて数十年が経過したことで、現在は原野化しており、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況であると判断されますので、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号5、場所は字石崎〇〇〇番、土地の名義人は〇〇〇〇さん、申請者は字大留の〇〇〇〇〇〇で、年月日不詳であるが不耕作となつて数十年が経過したことで、現在は原野化しており、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況であると判断されますので、農地及び採草放牧地以外と認められます。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

## 《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。  
これをもって、令和4年第8回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。  
本日は、どうもありがとうございました。

(午後1時39分)